

日危倉協07第002号  
平成19年4月11日

総務省消防庁  
危険物保安室長  
渡辺洋巳殿

東京都港区三田3-13-16  
日本危険物倉庫協会  
会長 永瀬章

### 危険物貯蔵所の規制等に関するお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会は危険物の安全な貯蔵、取扱い及び環境保全に関しまして調査研究、普及の活動を行っております。この度、調査研究の結果として次の事項につきまして意見をとりまとめましたので、ご検討頂きたくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### (1) 屋内及び屋外貯蔵所における危険物容器の積み重ね高さについて

危険物の規制に関する規則第40条の2では、屋内及び屋外貯蔵所で危険物を貯蔵する場合の容器の積み重ね高さは3メートル及び4メートルとしています。

しかしながら、一定の容器の積み重ね高さで規制することには、合理性に欠けるものがあると考えます。

耐震対策は別途施すものとして、一定の高さではなく、容器の積み重ね強度によって規制することが合理的であると思われまますので、ご検討お願い致します。

##### (2) 屋内貯蔵所の庇について

屋内貯蔵所では危険物の積み卸し作業を屋外で行っておりますが、雨天時の貨物の水濡れ防止のため、庇等の屋根が必要になります。

庇等の屋根は風雨に耐える堅固な構造にするため貯蔵倉庫建物本体に取り付けられ、建築基準法上の建物の一部になります。この場合、地盤面に直接構造物の無い庇であっても建築物に該当しますので、危険物の規制に関する政令第10条の二（保有空地）及び五（床面積）に算入されます。

つきましては、屋内貯蔵所に設置された庇は、保有空地への算入及び床面積への算入を免除する事をご検討頂きたくお願い致します。

以上